

デイサービスはなまるの湯 東大阪店
指定介護予防型通所サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 NTL株式会社が設置するデイサービスはなまるの湯 東大阪店(以下「事業所」という。)において実施する指定介護予防型通所サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「介護予防型通所サービス従事者」という。)が、要支援状態の利用者に対し、適切な指定介護予防型通所サービスを提供することを目的とする。

(指定介護予防型通所サービスの運営方針)

- 第2条 事業所が実施する指定介護予防型通所サービスは、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定介護予防型通所サービスの実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「大阪市通所サービス(第1号通所事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(平成29年4月1日)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定介護予防型通所サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスはなまるの湯 東大阪店
- (2) 所在地 大阪府東大阪市長栄寺7-5 グランバセオサウス 101号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員(生活相談員と兼務))
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防型通所サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 通所介護従業者

生活相談員	1人以上
介護職員	5人以上

機能訓練指導員 2人以上

看護職員 1人以上

通所介護従事者は、指定介護予防型通所サービスの業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防型通所サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画等の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝日含む)までとする。ただし、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時15分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目8時30分から12時00分、2単位目13時15分から16時45分とする。

(指定介護予防型通所サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日35名とする。

1単位目35名、2単位目35名

(指定介護予防型通所サービスの内容)

第8条 指定介護予防型通所サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ(介護予防) など

(利用料等)

第9条 指定介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に規定する額(月単位)とし、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、無料とする。
- 3 飲料水の提供に要する費用については、100円を徴収する。
- 4 おむつ代については、1枚200円を徴収する。
- 5 その他、指定介護予防型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 指定介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払

いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型通所サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定介護予防型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、

東成区（東中本2丁目、東中本3丁目、東今里2丁目、東今里3丁目、大今里1丁目、大今里2丁目、大今里3丁目、大今里4丁目、大今里南1丁目、大今里南2丁目、大今里南3丁目、大今里南4丁目、大今里南5丁目、大今里南6丁目、神路1丁目、神路2丁目、神路3丁目、神路4丁目、深江北1丁目、深江北2丁目、深江北3丁目、深江南1丁目、深江南2丁目、深江南3丁目）

生野区（田島1丁目、田島2丁目、田島3丁目、中川1丁目、中川2丁目、中川3丁目、中川4丁目、中川5丁目、中川6丁目、中川東1丁目、中川東2丁目、新今里1丁目、新今里2丁目、新今里3丁目、新今里4丁目、新今里5丁目、新今里6丁目、新今里7丁目、小路1丁目、小路2丁目、小路3丁目、小路東1丁目、小路東2丁目、小路東3丁目、小路東4丁目、小路東5丁目、小路東6丁目、巽中1丁目、巽中2丁目、巽西1丁目、巽西2丁目、巽東1丁目、巽東3丁目、巽北1丁目、巽北2丁目、巽北3丁目、巽北4丁目）の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は指定介護予防型通所サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 従業者は、指定介護予防型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡する

とともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 事業者は、防火管理者あるいは防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 指定介護予防型通所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - 3 事業者は、提供した指定介護予防型通所サービスに関し、法第23条又は第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
 - 5 事業所は、提供した指定介護予防型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のため研修を定期的実施すること
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防型通所サービス又は指定短時間型通所サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 3 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定介護予防型通所サービスに関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。